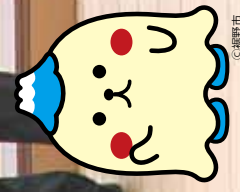


第27回 議会特別



- 正副議長就任あいさつ・臨時会が開かれました…………… 2
- 各委員会委員の紹介…………… 3
- 議会のしくみ…………… 4

第2回臨時会 No.117
平成26年11月15日
発行：裾野市議会



新議長に二見榮一氏、副議長に勝又明氏

この度、裾野市議会議員の改選に伴い、私たちは10月20日の臨時会において、投票による選挙により正副議長に就任いたしました。職務の大きさと責任の重さを考えると、誠に身の引き締まる思いであります。

議長として、本会議をはじめ全員協議会等を開催し、議会に上程される議案等を議場において慎重に審議できるよう、当局との調整を図って参ります。

裾野市議会では、議会活動の活性化を目指し、平成25年4月に「裾野市議会基本条例」を施行いたしました。この条例の項目を確実に具現化するため、私たちがリーダーシップを発揮していきたいと思っております。

私たち議会を取り巻く社会情勢は非常に厳しい時代となっておりますが、議会の権限と義務を忘れることなく、裾野市議会の果たすべき役割を十分に認識し、市民の皆さまの信用と信頼を得ることのできる議会となるよう努力して参ります。



新議長
二見 榮一氏



新副議長
勝又 明氏

平成26年 第2回 臨時会が開かれました

平成26年第2回臨時会が10月20日（月）に開かれました。この臨時会は、市議会議員選挙後に行われる初議会です。

当日は、正副議長選挙、常任委員の選任、議会運営委員の選任、一部事務組合議会議員選挙、議会選出の監査委員の選任などが行われました。

選第3号 議長選挙

議長選挙は地方自治法の規定に基づき投票で行われ、二見榮一議員（4期）が当選しました。

選第4号 副議長選挙

副議長選挙も議長選挙と同じく、地方自治法の規定に基づき投票で行われ、勝又明議員（3期）が当選しました。

常任委員の選任

常任委員（3つの常任委員会に対して、各7人ずつ所属）の指名が行われ、それぞれの委員が決定しました。（3頁参照）

議会運営委員の選任

議会運営委員の指名が行われ、それぞれの委員が決定しました。（3頁参照）

選第5号 駿東地区交通災害共済組合議会議員選挙

駿東地区交通災害共済組合議会議員選挙（2市3町で組織し、交通災害共済に関する事務を共同で処理する組合）は、地方自治法の規定に基づき指名推選で行われ、二見榮一議員が当選しました。

選第6号

裾野長泉清掃施設組合議会議員選挙

裾野長泉清掃施設組合議会議員選挙（し尿処理施設の設置や運営に関する事務処理を共同処理する組合）は、地方自治法の規定に基づき指名推選で行われ、二ノ宮善明議員（2期）、杉本平治議員（3期）、土屋秀明議員（2期）、小林 俊議員（5期）、杉本和男議員（6期）の5人がそれぞれ当選しました。

第61号議案 監査委員の選任について

監査委員（地方自治体の財務や事務について、監督し検査する人）の選任については、市長から提案理由の説明が行われた後、採決に入り、増田喜代子議員（4期）の選任に同意しました。



各委員会委員の紹介

総務委員会



委員 勝又 明 委員 井出 悟 委員 杉本 平治

委員 岡本 和枝 委員長 二ノ宮 善明 副委員長 土屋 秀明 委員 増田 喜代子

企画部、総務部、市民部、出納課、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する事項についての調査等を行います。

厚生文教委員会



委員 中村 純也 委員 杉山 茂規 委員 小林 俊

委員 二見 栄一 委員長 佐野 利安 副委員長 小田 圭介 委員 岩井 良枝

健康福祉部、教育部の所管に属する事項、その他委員会で決定した事項の調査を行います。

産建水道消防委員会



委員 杉本 和男 委員 廣瀬 主博 委員 村田 悠 委員 芹澤 邦敏

委員長 内藤 法子 副委員長 三富 美代子 委員 賀茂 博美

産業部、建設部、水道部、消防の所管に属する事項、その他委員会で決定した事項の調査を行います。

議会運営委員会



委員 杉山 茂規 委員 佐野 利安 委員 二ノ宮 善明 委員 土屋 秀明
委員 内藤 法子 委員長 芹澤 邦敏 副委員長 岡本 和枝 委員 増田 喜代子

議会運営委員会は、定例会、臨時会の運営（日程案、議員提出議案などの取扱い）、請願、意見書、陳情、決議案の取扱い、議長からの諮問事項などについて協議します。定数は8人で、構成は、各会派から一律1人を選出し、不足人員は、会派人数により割振ります。通常、毎定例会の前に2回開催され、また、会期中でも必要があれば随時開催します。

議会のしくみ

裾野市議会は、市民から選ばれた21人の議員で構成され、議決機関としての大切な役割を果たしています。定例会は3月、6月、9月、12月の年4回開催され、議案審議のほか、市民の皆さんの生活に直結した重要な事柄等について活発な論議が交わされています。

また、必要がある場合において、その特定事件に限り審議するために招集される臨時会があります。

市議会の権限

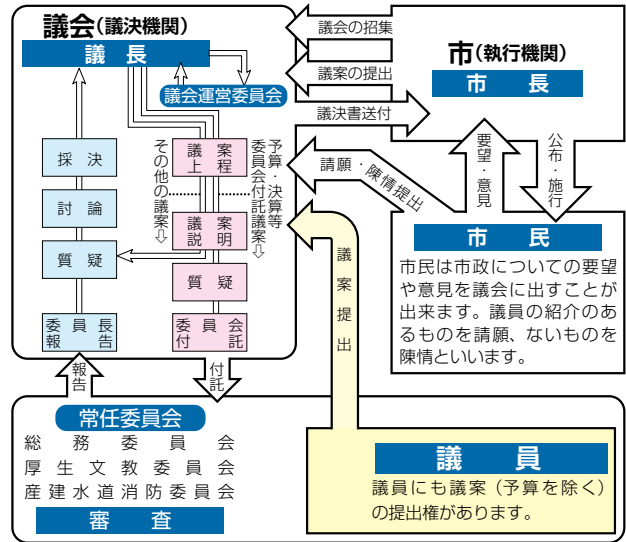
市議会の持つ権限のうちで最も重要なものは議決権です。これは市の条例や予算などの議案を審議し、その可否を決定する権限です。市長や教育委員会等の執行機関は、その議決に従って仕事を進めています。

このほか、議長・副議長及び選挙管理委員会等の選挙権、同意権や意見書提出権、また、執行機関に対する検査権、調査等々があります。

本会議

本会議は議案などを審議し、議会の最終的意思を決定する会議です。議員定数の半数以上の議員が出席しなければ開くことができません。

本会議は一般に公開されており、規則を守れば、簡単な手続きでどなたでも自由に傍聴ができます。会議時間は午前10時から午後5時となっていますが、都合により変更する場合があります。



委員会

議案などは全て本会議で決定されますが、複雑な議会の仕事を分担し、専門的・効率的に審査するため、いくつかの委員会を設けています。

また、委員会は常任委員会と特別委員会があります。

○常任委員会

常に議会に置かれている委員会で、行政事務の調査、予算、決算、条例などの議案、請願・陳情の審査を行います。

議員はいずれか一つの常任委員会に所属することになっており、本市には3委員会（総務委員会・厚生文教委員会・産建水道消防委員会）が置かれています。

○特別委員会

特別な事件の審査、調査のため、そのたびに設置される委員会で、本市において、最近では、議会改革等検討特別委員会が設置されていました。

議会傍聴にお越しください

平成26年12月定例会 (内定)

11月27日	木	本 会 議	10:00
11月28日	金	本 会 議	10:00
12月2日	火	総務委員会	9:00
		厚生文教委員会	13:30
12月3日	水	産建水道消防委員会	9:00
12月4日	木	一 般 質 問	10:00
12月5日	金	一 般 質 問	10:00
12月8日	月	一 般 質 問	10:00
12月9日	火	一 般 質 問	10:00
12月10日	水	本 会 議	10:00

市役所5階の議会事務局で簡単な手続き(名前と住所の記入)を行えば、議会傍聴することができます。9月定例会の傍聴者は**98名**でした。

議会だより編集委員会



委員 廣瀬 主博 委員 井出 悟 委員 岡本 和枝
 委員 岩井 良枝 委員長 杉山 茂規 副委員長 村田 悠

各常任委員会から選出された編集委員です。議会だよりは年4回発行します。皆様のご意見をお待ちしています。